仙台市環境影響評価条例(平成10年12月16日 仙台市条例第44号)

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 環境の構成要素に係る項目及び技術指針(第四条・ 第五条)

第三章 環境影響評価に関する手続

第一節 事前調査書(第六条)

第二節 方法書(第七条—第十条)

第三節 環境影響評価の実施等 (第十一条・第十二条)

第四節 準備書 (第十三条—第十八条)

第五節 評価書 (第十九条—第二十一条)

第六節 対象事業の実施の制限等(第二十二条・第二十三条)

第四章 事後調査に関する手続(第二十四条―第三十一条)

第五章 対象事業の内容の変更等(第三十二条一第三十四条)

第六章 都市計画対象事業に関する特例(第三十五条一第 三十七条)

第七章 法対象事業等に係る条例の手続(第三十七条の二一 第四十五条)

第八章 仙台市環境影響評価審査会(第四十六条)

第九章 雑則 (第四十七条—第五十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境影響評価及び事後調査に関する手続等を定めることにより、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の立案及び実施に際し、環境の保全及び創造(環境への影響を回避し、又は低減することが困難である場合に、損なわれる環境の代償として講じられる環境の創出をいう。以下同じ。)の見地から適正な配慮がなされることを期し、もって仙台市環境基本条例(平成八年仙台市条例第三号。以下「基本条例」という。)の本旨である現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全及び創造のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
- 2 この条例において「事後調査」とは、事業に係る工事の着手後に、当該事業に係る環境影響について行う調査をいう。
- 3 この条例において「対象事業」とは、次に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であって、規模、実施される地域等により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)及び法第四条第三項第一号又は第二号の措置がとられ

る前の法第二条第三項に規定する第二種事業を除く。

- 一 道路の新設又は改築の事業
- 二 ダム、堰又は放水路の新築又は改築の事業
- 三 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業
- 四 飛行場の設置又は変更の事業
- 五 工場、事業場又は研究所の建設の事業
- 六 電気工作物の設置又は変更の事業
- 七 廃棄物の最終処分場の設置又は変更の事業
- 八 廃棄物の処理施設の設置又は変更の事業
- 九 下水道の終末処理場の設置又は変更の事業
- 十 住宅団地又は別荘団地の造成の事業
- 十一 工業団地、研究所団地又は流通業務団地の造成の事業
- 十二 学校用地の造成の事業
- 十三 スポーツ施設又はレクリエーション施設の用地の造成 の事業
- 十四 浄水施設又は配水施設の用地の造成の事業
- 十五 公園の建設の事業
- 十六 墓地又は墓園の造成の事業
- 十七 畜産施設の設置又は変更の事業
- 十八 土石の採取の事業
- 十九 土地区画整理事業
- 二十 公有水面の埋立て又は干拓の事業
- 二十一 大規模建築物又は高層の建築物若しくは工作物の建設の事業(前各号に掲げる事業の種類に該当するものを除く。)
- 二十二 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業の種類
- 4 この条例(次条第二項を除く。)において「事業者」とは、 対象事業を実施し、又は実施しようとする者(国が行う対象 事業にあっては当該対象事業の実施を担当する行政機関(地 方支分部局を含む。)の長、委託に係る対象事業にあっては その委託をし、又はしようとする者)をいう。

(平二三、一二・改正)

(市等の責務)

- 第三条 市は、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続が適切かつ円滑に行われるように、環境の保全及び創造の見地からの必要な助言又は指導並びに情報の収集、整理及び提供に努めるとともに、環境影響評価及び事後調査の手法の研究並びにその成果の普及に努めなければならない。
- 2 事業者は、その責任と負担において、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続を誠実に実施し、 事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低 減するように努めなければならない。
- 3 市民は、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査 に関する手続が適切かつ円滑に行われるように、環境の保全 及び創造の見地からの有益な情報の提供その他の方法によ り、当該手続の実施に協力するように努めなければならない。

第二章 環境の構成要素に係る項目及び技術指針

(環境の構成要素に係る項目)

第四条 市長は、基本条例第七条に規定する環境の保全及び創造に関する施策の基本方針を踏まえ、対象事業に係る環境影響についての調査、予測及び評価を行うべき環境の構成要素に係る項目として一般的に認められるものを規則で定めなけ

ればならない。

(技術指針)

- 第五条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、次に 掲げる事項に係る指針(以下「技術指針」という。)を定め なければならない。
 - 第六条第一項の規定による事前調査の実施の手法及び事前調査書の作成の方法
 - 二 第七条第一項の規定による環境影響評価方法書の作成の 方法
 - 三 第十一条第一項の規定による環境影響評価の項目並びに 調査、予測及び評価の手法の選定の方法
 - 四 第十二条及び第十九条第一項第三号の規定による環境影響評価の実施の手法並びに第十三条第一項の規定による環境影響評価準備書の作成及び第十九条第二項の規定による環境影響評価書の作成の方法
 - 五 第二十六条 (第四十三条第一項において準用する場合を 含む。) の規定による事後調査の実施の手法及び事後調査 報告書の作成の方法
 - 六 第四十二条第一項の規定による事後調査計画書の作成の 方法
 - 七 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価及び事後調査 に関する技術的事項で必要と認められるもの
- 2 市長は、技術指針について、最新の科学的知見に基づき検 討を加え、必要があると認めるときは、これを改定しなけれ ばならない。
- 3 市長は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、 あらかじめ、仙台市環境影響評価審査会(以下「審査会」と いう。) の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、技術指針を定め、又は改定したときは、その内容 を公表しなければならない。

第三章 環境影響評価に関する手続

第一節 事前調査書

- 第六条 事業者は、対象事業の立案に際し(法第四条第三項第二号の措置がとられた対象事業にあっては、当該措置がとられた後、速やかに)、技術指針で定めるところにより、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺の環境の状況について、文献調査その他の方法により、規則で定める項目ごとの調査(以下「事前調査」という。)を行い、次に掲げる事項を記載した事前調査書を作成しなければならない。
 - 一 事前調査の対象とした地域の範囲
 - 二 事前調査の結果をその項目ごとに取りまとめたもの
 - 三 第一号の地域に存する野生生物、地形その他の自然物及び森林、水辺地その他の地域のうち事業の実施に当たり保全しようとするもの
 - 四 前号に掲げるもののほか、事業の実施に当たり環境の保 全及び創造について配慮しようとする内容
- 2 事業者は、前項第三号及び第四号に掲げる事項の記載に際しては、基本条例第八条の規定に基づき定められた仙台市環境基本計画との整合が図られるよう十分に配慮しなければならない。
- 3 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合 は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業につい て、併せて事前調査書を作成することができる。
- 4 市長は、事前調査を行うべき項目に関しての基礎的な情報 を収集し、かつ、整理し、事業者にこれを提供するように努 めなければならない。

第二節 方法書

(方法書等の提出)

- 第七条 事業者は、事前調査書に記載されているところにより 環境の保全及び創造についての適正な配慮をして対象事業の 計画を検討した後、技術指針で定めるところにより、次に掲 げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」と いう。)を作成し、これを要約した書類(第三項において「要 約書」という。)及び当該方法書に係る事前調査書と併せて、 市長に提出しなければならない。
 - 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 対象事業の名称、目的及び内容
 - 三 対象事業が実施されるべき区域その他の対象事業に係る 環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下「関 係地域」という。)の範囲及びその概況
 - 四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及 び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあって は、対象事業に係る環境影響評価の項目)
- 2 前条第三項の規定は、方法書の作成について準用する。
- 3 第一項の規定による方法書、要約書及び事前調査書(以下 「方法書等」という。)の提出は、当該対象事業の内容がおお むね特定され、かつ、環境影響評価の結果に基づいてその計 画を修正することが可能な時期に行わなければならない。

(平二三、一二・改正)

(方法書等の公告及び縦覧等)

- 第八条 市長は、方法書等の提出を受けたときは、遅滞なく、 その旨、方法書等の縦覧の場所その他規則で定める事項を公 告し、公告の日から起算して一月間、方法書等を縦覧に供す るとともに、インターネットの利用その他の方法により公表 しなければならない。
- 2 市長は、その実施に際し、法令等の規定により、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意(第四十三条第三項及び第五十条第六項を除き、以下「免許等」という。)又は届出(当該届出に係る法令等において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。)が必要とされる対象事業について、前項の規定による公告を行ったときは、遅滞なく、当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、当該対象事業に係る方法書等を送付するものとする。

(平一一、一二・平二三、一二・改正)

(方法書説明会の開催等)

- 第八条の二 事業者は、前条第一項の縦覧期間内に、対象事業 に係る方法書に記載された関係地域内において、方法書の記 載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」と いう。)を開催しなければならない。ただし、当該関係地域 内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、市長 と協議の上、当該関係地域以外の地域において開催すること ができる。
- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、市長に通知するとともに、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに、規則で定めるところにより公告しなければならない。
- 3 事業者は、その責めに帰することができない事由であって 規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした方法 書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説

明会を開催することを要しない。

- 4 事業者は、方法書説明会を開催したときはその概要を、開催しなかったときはその理由を、書面により市長に報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二三、一二・追加)

(方法書についての意見書の提出等)

- 第九条 方法書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、第八条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
- 2 事業者は、前項の期間を経過した後、速やかに、同項の意 見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写し(意見書の 提出がない場合には、これらに代えてその旨を記載した書面) を市長に送付しなければならない。

(平二三、一二・改正)

(方法書についての市長の意見)

- 第十条 市長は、前条第二項の規定による送付を受けたときは、 規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境 の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるものと する。
- 2 前項の場合において、市長は、前条第一項の意見に配意するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第一項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。

(平一一、一二・改正)

第三節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定等)

- 第十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第九条第一項の意見に配意して関係地域の範囲及び第七条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、必要があると認めるときは関係地域の範囲を修正し、かつ、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、市長に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

(環境影響評価の実施)

第十二条 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第四節 準備書

(準備書の提出)

- 第十三条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成し、これを要約した書類(次条において「要約書」という。)と併せて、市長に提出しなければならない。
 - 一 第七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 第九条第一項の意見の概要

- 三 第十条第一項の市長の意見
- 四 前二号の意見についての事業者の見解
- 五 関係地域の範囲及びその概況
- 六 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 七 第十一条第二項の助言がある場合には、その内容
- 八 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの(環境影響評価を 行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らか とならなかった項目に係るものを含む。)
 - イ 環境の保全及び創造のための措置(当該措置を講ずる こととするに至った検討の状況を含む。)
 - ウ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- 九 事後調査(前号イに掲げる措置が事業に係る工事の着手 後判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合に おける当該環境の状況の把握のための措置を含む。)の計 画として、次に掲げるもの
 - ア 事後調査の項目、手法、対象とする地域及び期間 イ その他規則で定める事項
- 十 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った 場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名 称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 第六条第三項の規定は、準備書の作成について準用する。
- 3 第一項の規定による準備書の提出は、対象事業の種類ごと に規則で定める時期までに行わなければならない。

(平二三、一二・改正)

(準備書の公告及び縦覧等)

- 第十四条 市長は、準備書及び要約書の提出を受けたときは、 遅滞なく、その旨、準備書及び要約書の縦覧の場所その他規 則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、準 備書及び要約書を縦覧に供するとともに、インターネットの 利用その他の方法により公表しなければならない。
- 2 第八条第二項の規定は、準備書及び要約書の送付について 準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第 十四条第一項」と読み替えるものとする。

(平二三、一二・改正)

(準備書説明会の開催等)

- 第十五条 事業者は、前条第一項の縦覧期間内に、対象事業に係る準備書に記載された関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、当該関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議の上、当該関係地域以外の地域において開催することができる。
- 2 第八条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十五条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十五条第一項及び同条第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

(平二三、一二・改正)

(準備書についての意見書の提出等)

第十六条 準備書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、第十四条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べる

ことができる。

2 事業者は、前項の期間を経過した後、速やかに、同項の意 見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書 類並びに同項の意見書の写し(意見書の提出がない場合には、 これらに代えてその旨を記載した書面)を市長に送付しなけ ればならない。

(公聴会の開催)

- 第十七条 市長は、前条第二項の規定による送付を受けた場合 において、次条第一項の意見を述べるため必要があると認め るときは、遅滞なく、公聴会を開催するものとする。
- 2 市長は、事業者に対し、公聴会への同席について協力を求めることができる。
- 3 市長は、第一項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、聴取した意見の概要その他の公聴会の結果を記載した書面を作成し、その写しを事業者に送付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての市長の意見)

- 第十八条 市長は、第十六条第二項の規定による送付を受けた ときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書につ いて環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べ るものとする。
- 2 前項の場合において、市長は、第十六条第一項の意見、同 条第二項の事業者の見解及び前条第三項の意見に配意すると ともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第一項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。

第五節 評価書

(評価書の提出)

- 第十九条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十六条第一項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。
 - 一 第七条第一項第二号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。) 第六条から第二十一条までの規定による環境影響評価に関する手続を経ること
 - 二 第七条第一項第一号又は第十三条第一項第二号から第四号まで、第七号、第九号若しくは第十号に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 次項、次条及び第二十一条の規定による環境影響評価に関する手続を経ること
 - 三 前二号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるとこ ろにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境 影響評価を行うこと
- 2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を、技術指針で定めるところにより作成し、これを要約した書類(次条及び第二十一条において「要約書」という。)と併せて、市長に提出しなけれ

ばならない。

- 一 第十三条第一項各号に掲げる事項
- 二 第十六条第一項の意見の概要
- 三 前条第一項の市長の意見
- 四 前二号の意見についての事業者の見解

(評価書の公告及び縦覧)

第二十条 市長は、評価書及び要約書の提出を受けたときは、 遅滞なく、その旨、評価書及び要約書の縦覧の場所その他規 則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、評 価書及び要約書を縦覧に供するとともに、インターネットの 利用その他の方法により公表しなければならない。

(平二三、一二・改正)

(免許等を行う者等への要請)

第二十一条 市長は、対象事業の実施に際し、法令等の規定により、免許等又は特定届出が必要とされる場合において、前条の規定による公告の日までに当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、当該対象事業に係る評価書及び要約書を送付するとともに、当該免許等又は特定届出の審査に際し、当該評価書の記載事項に配意し、当該事業に関する環境の保全及び創造についての適正な配慮がなされるよう要請するものとする。

(平二三、一二・改正)

第六節 対象事業の実施の制限等

(対象事業の実施の制限)

第二十二条 事業者は、第二十条の規定による公告の日以後でなければ、対象事業(第十九条第一項の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業)を実施してはならない。

(事業者の環境の保全及び創造についての配慮)

第二十三条 事業者は、評価書に記載されているところにより、 環境の保全及び創造についての適正な配慮をして当該対象事 業を実施しなければならない。

第四章 事後調査に関する手続

(工事着手届)

- 第二十四条 事業者は、対象事業に係る工事に着手したときは、 速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、 その旨を公告しなければならない。

(工事完了届)

- 第二十五条 事業者は、対象事業に係る工事が完了したとき(当該工事の完了前に、当該工事に係る土地又は工作物の供用(土地又は工作物において当該事業の目的である活動が行われることをいう。以下同じ。)が開始されたときを含む。)は、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。
- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(事後調査の実施等)

- 第二十六条 事業者は、評価書に記載された事後調査の計画に 基づいて、技術指針で定めるところにより、事後調査を行い、 次に掲げる事項を記載した事後調査報告書を適切な時期ごと に作成しなければならない。
 - 一 第十三条第一項第一号に掲げる事項
 - 二 対象事業が実施される区域
 - 三 対象事業に係る評価書に記載された関係地域の範囲
 - 四 対象事業に係る工事の進ちょく状況又は対象事業に係る

土地若しくは工作物の供用の状況

- 五 環境の保全及び創造のための措置の実施状況
- 六 事後調査の項目、手法及び対象とする地域
- 七 事後調査の結果
- 八 前号の結果に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じようとし、又は講じた場合にあっては、その内容
- 九 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合 には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 十 その他規則で定める事項

(事後調査報告書の提出)

第二十七条 事業者は、事後調査報告書を作成したときは、遅 滞なく、これを市長に提出しなければならない。

(事後調査報告書の公告及び縦覧)

第二十八条 市長は、事後調査報告書の提出を受けたときは、 遅滞なく、その旨、事後調査報告書の縦覧の場所その他規則 で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、事後 調査報告書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用 その他の方法により公表しなければならない。

(平二三、一二・改正)

(工事着手後の環境の状況等に対する意見の申出)

第二十九条 事業者が対象事業に係る工事に着手した日(以下「工事着手日」という。)以後、当該対象事業に係る評価書に記載された関係地域における環境の状況又は第二十六条第五号の措置の実施状況が明らかに評価書に記載されているところと異なり、かつ、環境の保全及び創造の見地から当該異なる状況について是正の必要があると認める者は、工事着手日から当該対象事業に係る最後の事後調査報告書の縦覧期間満了の日までの間に、その旨を書面により市長に申し出ることができる。

(実態調査等)

- 第三十条 市長は、第二十七条の規定による事後調査報告書の 提出、前条の規定による申出その他の事由により、同条の環境の状況又は第二十六条第五号の措置の実施状況が評価書に 記載されているところと異なっているおそれがあると認める ときは、工事着手日から前条の縦覧期間満了の日の翌日から 起算して規則で定める期間を経過する日までの間に、環境の 保全及び創造の見地から必要な限度において、当該対象事業 に係る同号の措置の実施状況又は対象事業に係る工事の実施 状況、工事の完了時の状況、土地若しくは工作物の供用後の 状況その他の対象事業に係る工事の着手後の状況について、 職員に実態調査をさせ、又は当該対象事業に係る事業者に対 し、期限を付して報告を求めることができる。
- 2 事業者は、前項の規定により市長が職員に実態調査をさせ、 又は報告を求めるときは、これらに協力しなければならない。
- 3 第一項の規定による実態調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 (技術の向上のための措置)
- 第三十一条 市長は、事後調査報告書の内容並びに前条第一項 の規定による実態調査の結果及び報告の内容について、評価 書との関連において必要な分析及び検討を加え、環境影響評 価に関する技術の向上に努めなければならない。
- 2 市長は、前条第一項の規則で定める期間を経過した日後に おいて、環境影響評価に関する技術の向上のため必要がある と認めるときは、環境の保全及び創造の見地から必要な限度 において、職員に同項の規定の例による実態調査をさせるこ

とができる。

- 3 事業者は、前項の規定により市長が職員に実態調査をさせるときは、これに協力するように努めなければならない。
- 4 前条第三項の規定は、第二項の規定による実態調査について準用する。

第五章 対象事業の内容の変更等

(事業内容の変更の場合の手続)

- 第三十二条 事業者は、第七条第一項の規定による方法書等の 提出後に同項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合 (第十九条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。) におい て、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、当該変 更後の事業について、改めて環境影響評価に関する手続を経 なければならない。ただし、当該事項の変更が事業規模の縮 小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更に該 当する場合は、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の規定により当該変更後の事業について環境影響評価に関する手続を経る場合は、速やかに、その旨を 書面により市長に届け出なければならない。
- 3 第二十四条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 4 第二十条の規定による公告の日以後に第七条第一項第二号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(第一項ただし書の規定により環境影響評価に関する手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。)に対する第二十二条の規定の適用については、同条中「公告」とあるのは「公告(同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価に関する手続を再び経た後に行われるものに限る。)」と、「、対象事業」とあるのは「、第三十二条第一項の規定の適用を受ける変更後の事業」とする。(対象事業の廃止等)
- 第三十三条 事業者は、第七条第一項の規定による方法書等の 提出後に次の各号のいずれかに該当することとなった場合に は、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければな らない。
 - 一 対象事業を実施しないこととしたとき
 - 二 第七条第一項第二号に掲げる事項の変更をした場合において当該変更後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき
 - 三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき
 - 四 対象事業に係る工事の完了後又は土地若しくは工作物の 供用が開始された後、当該土地又は工作物の管理を事業者 以外の者に引き継いだとき
- 2 第二十四条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 3 第一項第三号の場合において、前項において準用する第二十四条第二項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価及び事後調査に関する手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価及び事後調査に関する手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。
- 4 第一項第四号の場合において、第二十六条、第二十七条、 第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条第三項の規定に よる事後調査に関する手続は、同号に規定する引継ぎを受け た者(以下「管理者」という。)が事業者に代わって行うこ とができる。

5 管理者は、前項の規定により事後調査に関する手続を行う こととした場合には、速やかに、その旨を書面により市長に 届け出なければならない。

(長期間工事に未着手である場合等の手続の再実施の要請)

- 第三十四条 市長は、事業者が第二十条の規定による公告の日から起算して五年を経過した日以後に対象事業に係る工事に着手する場合(第三十二条第一項の規定の適用を受ける変更後の事業について第二十条の規定による公告が行われたときは、当該公告の日から起算して五年を経過した日以後に当該変更後の事業に係る工事に着手する場合)において、環境の保全及び創造の見地から必要があると認めるときは、当該事業者に対し、改めて環境影響評価に関する手続の全部又は一部を経るよう求めることができる。
- 2 市長は、事業者が対象事業に係る工事を五年を超えて中断 した後再開しようとする場合において、環境の保全及び創造 の見地から必要があると認めるときは、当該事業者に対し、 改めて環境影響評価に関する手続の全部又は一部を経るよう 求めることができる。
- 3 前二項の場合において、市長は、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による市長の求めにより改めて環境影響評価に関する手続を経る事業者に対する第二十二条の規定の適用については、同条中「公告」とあるのは「公告(同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価に関する手続を再び経た後に行われるものに限る。)」と、「実施して」とあるのは「実施し、又は中断した工事を再開して」とする。

第六章 都市計画対象事業に関する特例 (都市計画決定権者による手続)

- 第三十五条 対象事業が都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定に より都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対 象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同 法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市 施設に係る対象事業(以下これらを「都市計画対象事業」と いう。)については、第三章、第三十二条及び第三十三条(第 一項第三号及び第四号並びに第三項から第五項までを除く。) の規定による環境影響評価に関する手続は、当該都市計画の 決定又は変更をする者(以下「都市計画決定権者」という。) が当該対象事業に係る事業者に代わって行うことができる。 この場合において、第六条第三項(第七条第二項及び第十三 条第二項において準用する場合を含む。)の規定は適用しな い。
- 2 前項の規定により都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価に関する手続を行う場合において、都市計画決定権者は、事業者に対し、同項の環境影響評価に関する手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 都市計画決定権者は、第一項の規定により環境影響評価に 関する手続を行うこととした場合には、速やかに、その旨を 書面により市長に通知しなければならない。
- 4 前三項及び次条に定めるもののほか、都市計画対象事業に 係る環境影響評価に関する手続について必要な事項は、規則 で定める。

(平二三、一二・改正)

(都市計画決定手続との連携の確保)

- 第三十六条 第十三条第三項の規定にかかわらず、都市計画対象事業に係る準備書の提出の時期は、都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による公告の前までとするものとする。
- 2 都市計画対象事業に係る都市計画が都市計画法第十八条第 三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。) 又は同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準 用する場合及び同法第二十二条第一項又は同法第八十七条 の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定による協議を要するものである場合においては、第八 条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。) 及び第二十一条の規定による送付又は要請は、当該協議の相 手方に対しても行うものとする。
- 3 市長は、都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更 に環境影響評価の結果が反映されるようにするため、当該決 定又は変更をする都市計画決定権者と十分な連携を確保し、 必要な調整を行うように努めなければならない。

(平一一、一二・平二四、三・改正)

(事後調査に関する手続についての調整)

第三十七条 市長は、第三十五条第一項の規定により都市計画 決定権者が事業者に代わって環境影響評価に関する手続を 行った場合は、事業者又は管理者(以下「事業者等」という。) が行う事後調査に関する手続が円滑に行われるよう、都市計 画決定権者及び事業者等と必要な調整を行うものとする。

第七章 法対象事業等に係る条例の手続

(計画段階環境配慮書についての市長の意見)

第三十七条の二 市長は、法第三条の七第一項の規定に基づいて法第三条の二の第一種事業を実施しようとする者(法第三条の十第二項の規定により第一種事業を実施しようとする者とみなされる者を含む。)に意見を述べるときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(平二四、一二・追加)

(法対象事業に係る方法書についての市長の意見)

第三十八条 市長は、法第十条第二項の規定に基づいて県知事 に意見を述べるとき及び同条第四項の規定に基づいて法第二 条第五項に規定する事業者(以下「法対象事業者」という。) に意見を述べるときは、法第八条第一項の意見に配意すると ともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(法対象事業に係る公聴会の開催)

第三十九条 第十七条の規定は、法対象事業について準用する。 この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは 「法第十九条」と、「次条第一項」とあるのは「法第二十条第 二項及び第四項」と、同条第二項及び第三項中「事業者」と あるのは「第三十八条に規定する法対象事業者」と読み替え るものとする。

(平二三、一二・改正)

(法対象事業に係る準備書についての市長の意見)

第四十条 市長は、法第二十条第二項の規定に基づいて県知事 に意見を述べるとき及び同条第四項の規定に基づいて法対象 事業者に意見を述べるときは、法第十九条の意見及び見解並 びに前条において準用する第十七条第三項の意見に配意する とともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならな い。

(平二三、一二・改正)

(意見書の写しの提出の要請)

第四十一条 市長は、法第十条第二項及び法第二十条第二項の 規定に基づいて県知事に意見を述べるため必要があると認め るとき並びに法第十条第四項及び法第二十条第四項の規定に 基づいて法対象事業者に意見を述べるため必要があると認め るときは、法対象事業者に対し、法第八条第一項及び法第 十八条第一項の意見書の写しの提出について協力を求めるこ とができる。

(平二三、一二・改正)

(事後調査計画書の提出等)

- 第四十二条 法対象事業者は、法対象事業に係る工事に着手するときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事後調査計画書を作成し、市長に提出しなければならない。
 - 一 法第五条第一項第一号に掲げる事項
 - 二 法対象事業の名称、目的及び内容
 - 三 法対象事業が実施されるべき区域その他の法対象事業に 係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 及びその概況
 - 四 事後調査(法第十四条第一項第七号ロの措置が事業に係る工事の着手後判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合における当該環境の状況の把握のための措置を含む。)の計画として、次に掲げるもの
 - ア 事後調査の項目、手法、対象とする地域及び期間 イ その他規則で定める事項
- 2 市長は、事後調査計画書の提出を受けたときは、遅滞なく、 その旨、事後調査計画書の縦覧の場所その他規則で定める事 項を公告するとともに、事後調査計画書を公告の日から起算 して一月間縦覧に供しなければならない。
- 3 市長は、第一項の規定による事後調査計画書の提出を受けたときは、規則で定める期間内に、法対象事業者に対し、事後調査の計画について環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べることができる。
- 4 前項の場合において、市長は、あらかじめ、審査会の意見を聴くことができる。
- 5 市長は、第三項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。
- 6 法対象事業者は、第三項の意見が述べられたときはこれを 勘案して、事後調査計画書の記載事項について検討を加え、 当該事項の修正を必要とすると認めるときは、速やかに、修 正を行うとともに、当該修正後の事後調査計画書を市長に提 出しなければならない。
- 7 第二項の規定は、修正後の事後調査計画書の提出について 準用する。

(事後調査等に関する手続)

第四十三条 第四章及び第三十三条の規定による事後調査に関する手続は、法対象事業について準用する。この場合において、第二十四条中「事業者」とあるのは「第三十八条に規定する法対象事業者(この章及び第三十三条において「法対象事業者」という。)」と、第二十五条及び第二十六条中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条中「評価書に記載された事後調査の計画」とあるのは「事後調査計画書(第四十二条第六項の規定に基づいて修正をしたときは、当該修正後の事後調査計画書。以下同じ。)」と、同条第一号中「第十三条第一項第一号に掲げる事項」とあるのは「第四十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項」と、同条第三号中「評価書に記載された関係地域」とあるのは「第四十二条第一項

第三号の地域(同条第六項の規定に基づいて事後調査計画書 の修正をしたときは、当該修正後の事後調査計画書に記載さ れた当該地域。以下同じ。)」と、同条第五号中「環境の保全 及び創造のための措置」とあるのは「法第十四条第一項第七 号ロの措置」と、第二十七条及び第二十九条中「事業者」と あるのは「法対象事業者」と、同条中「評価書に記載された 関係地域」とあるのは「第四十二条第一項第三号の地域」と、 「明らかに評価書」とあるのは「明らかに法第二十一条第二 項の環境影響評価書(法第二十五条第一項第二号又は同条第 二項の規定による補正をしたときは、当該補正後の環境影響 評価書。以下同じ。)」と、第三十条第一項中「評価書」とあ るのは「法第二十一条第二項の環境影響評価書」と、「事業 者」とあるのは「法対象事業者」と、同条第二項中「事業者」 とあるのは「法対象事業者」と、第三十一条第一項中「評価 書」とあるのは「法第二十一条第二項の環境影響評価書」と、 同条第三項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、第 三十三条第一項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、「第 七条第一項の規定による方法書等の提出後」とあるのは「法 第二十七条の規定による公告の日後(第三号に該当すること となった場合にあっては、法対象事業に係る工事の着手後)」 と、同項第二号中「第七条第一項第二号に掲げる事項」とあ るのは「第四十二条第一項第二号に掲げる事項」と、同項第 四号及び同条第三項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」 と、「環境影響評価及び事後調査」とあるのは「事後調査」と、 同条第四項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と読み 替えるものとする。

- 2 市長は、法第四十条第一項の規定の適用を受ける法対象 事業について、法対象事業者及び前項において準用する第 三十三条第四項の管理者(以下「法対象事業者等」という。) が前条及び前項の規定に基づく事後調査に関する手続を円滑 に行えるよう、都市計画決定権者及び法対象事業者等と必要 な調整を行うものとする。
- 3 市長は、法対象事業の実施に係る法第四条第一項第一号の免許等を行う者が、当該免許等を行うに当たって、法第三十三条第二項各号(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により条件を付した場合で当該条件が事後調査に関するものであるときは、当該免許等を行う者及び法対象事業者等と必要な調整を行うことができる。
- 4 市長は、法対象事業者等が法第十四条第一項第七号ハの措置を講じる場合にあっては、前条及び第一項の規定による事後調査に関する手続に関し、法対象事業者等と必要な調整を行うことができる。

(平二三、一二・改正)

(都市計画に定められる法対象事業等)

第四十四条 法第三十八条の六第一項又は法第四十条第一項の 規定の適用を受ける法対象事業及び法第三十八条の六第二項 の規定により法第二章第一節の規定による法第三条の二第一 項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続 を行う法第二条第三項に規定する第二種事業に係る第三十七 条の二から前条までの規定の適用について必要な技術的読替 えは、規則で定める。

(平二四、一二・改正)

(港湾計画に係る事後調査に関する手続等)

第四十五条 第十七条、第四章、第三十三条及び第四十条から 第四十二条までの規定は、法第四十八条第一項の規定の適用 を受ける港湾計画(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号) 第二条第二項に規定する重要港湾に係る同法第三条の三第一項に規定する港湾計画をいう。) について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第八章 仙台市環境影響評価審査会

- 第四十六条 この条例によりその権限に属せられた事項並びに 環境影響評価及び事後調査に関する重要な技術的事項を調査 審議させるため、審査会を置く。
- 2 審査会は、委員十五人以内で組織し、委員は、環境の保全 及び創造について知識経験を有する者のうちから、市長が委 曜する
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審査会 に臨時委員を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し 必要な事項は、規則で定める。

第九章 雑則

(法対象事業から対象事業へ移行する場合の措置)

第四十七条 法対象事業がその事業規模の縮小その他市長が認める変更により、新たに対象事業に該当することとなった場合において、当該変更前に法の規定に基づいて行われた手続は、市長が定めるところにより、この条例の相当する規定により行われたものとみなすことができる。この場合において、当該対象事業について、第六条の規定は、適用しない。

(対象事業以外の事業への環境影響評価及び事後調査に関する手続の要請)

第四十八条 市長は、第二条第三項各号に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業で対象事業以外のもの(法対象事業を除く。)について、当該事業に係る環境影響の程度が特に著しいものとなるおそれがあると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該事業を実施しようとする者に対し、この条例の規定の例による環境影響評価及び事後調査に関する手続を経るよう求めることができる。

(実地調査への協力の要請)

- 第四十九条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、 他人の所有し、又は占有する土地において、職員に実地調査 を行わせることができる。
- 2 前項の場合において、土地の所有者又は占有者は、当該職員の行う実地調査について、協力するように努めなければならない。
- 3 第三十条第三項の規定は、第一項の規定による実地調査に ついて準用する。

(勧告及び公表)

- 第五十条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めると きは、事業者等(都市計画決定権者及び法対象事業者等を含 む。以下この条において同じ。)に対し、必要な措置をとる べきことを勧告することができる。
 - 事業者等がこの条例の規定による手続の全部又は一部を 実施しなかったとき
 - 二 事業者等が虚偽の記載をした事前調査書、方法書、準備 書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書を提出し たとき
 - 三 事業者が第二十二条(第三十二条第四項において読み替えて適用される場合を含む。)の規定に違反して対象事業を実施したとき

- 四 市長が第三十条第一項(第四十三条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定による実態調査をさせ、又は報告を求めた場合において、事業者等が実態調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき
- 五 市長が第三十条第一項の規定による実態調査をさせ、又は報告を受けた場合において、対象事業又は法対象事業に係る工事の着手後の状況が、事業者等の責めに帰すべき事由により、評価書又は法第二十一条第二項の環境影響評価書(法第二十五条第一項第二号又は同条第二項の規定による補正をしたときは、当該補正後の環境影響評価書)に記載されているところと異なるものであり、かつ、環境の保全及び創造に著しい支障をきたすおそれがあると認めるとま
- 2 市長は、前項第五号の規定により必要な措置をとるべきことを勧告するに当たって、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。
- 3 市長は、事業者等が第一項の規定による勧告に従わないと きは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
- 4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 5 市長は、その実施に際し、法令等の規定により、免許等又は特定届出が必要とされる対象事業について、第三項の規定による公表で工事着手日以前の行為に対してなされた勧告に基づくものをしたときは、遅滞なく、当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、その内容を書面により通知するものとする。
- 6 市長は、その実施に際し、法第四条第一項第一号の免許等が必要とされる法対象事業で、当該免許等を行う者が当該免許等を行うに当たって法第三十三条第二項各号(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により条件を付していたものについて、第三項の規定による公表をしたときは、遅滞なく、当該免許等を行う者に対し、その内容を書面により通知するものとする。

(平一一、一二・改正)

(近隣市町村等との協議)

第五十一条 市長は、対象事業が実施されるべき区域その他の 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると市長が認める 地域が近隣の市町村の区域にわたると認めるときは、当該対 象事業に関してよるべき手続について、当該市町村の区域の 属する県又は市町村の長と協議し、適切な措置を講ずるよう に努めなければならない。

(適用除外)

- 第五十二条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、 適用しない。
 - 一 災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号) 第 八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条 第二項に規定する事業
 - 二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十四条 の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に 定められる事業又は同項に規定する事業
 - 三 被災市街地復興特別措置法 (平成七年法律第十四号) 第 五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同 項第三号に規定する事業

(規則への委任)

第五十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十一年六月十二日から施行する。ただし、 第一章、第二章、第八章、第五十二条及び第五十三条の規定は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 宮城県環境影響評価要綱(平成五年宮城県告示第八百五十七号)別表第一及び別表第二に掲げる事業(以下「県要綱対象事業」という。)に該当するものを除くほか、対象事業については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から六月間は、第三章から第六章までの規定は、適用しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、対象事業であって次に掲げるもの(第二号及び第三号に掲げるものにあっては、施行日(第二項の規定の適用を受ける対象事業にあっては同項の期間を経過した日。以下同じ。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第三章から第六章までの規定は、適用しない。ただし、第二号及び第三号に掲げるものについて、施行日から起算して五年を超えて当該対象事業に係る工事に着手する場合は、この限りでない。
 - 一環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号)附則第 二項の規定により同項各号に定める手続を経たものとみな されて同条例に基づく手続を行うもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市計画対象事業以外の対象 事業で施行日前に第十三条第三項の規則で定める時期を過 ぎたもの
 - 三 第一号に掲げるもののほか、都市計画対象事業で施行日前に当該都市計画対象事業に係る都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われたもの(次項の規定の適用を受けるものを除く。)
- 4 第二項の規定にかかわらず、施行日前に当該都市計画対象 事業に係る都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行 われた都市計画対象事業(前項第一号に掲げるものを除く。) であって次に掲げるもの(施行日以後に当該都市計画対象事 業に係る都市計画についてその内容を変更せず、又は事業規 模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則 で定める変更のみをして実施されるものに限る。) について は、第六章の規定は、適用しない。
 - 一 県要綱対象事業に該当する都市計画対象事業で都市計画 法第六十条の規定による申請をした日又は当該都市計画対 象事業が都市計画に定められなかったとした場合に適用さ れることとなる第十三条第三項に規定する準備書を提出す べき期限のいずれか早い日が施行日以後であるもの
 - 二 施行日から起算して五年を超えて当該対象事業に係る工 事に着手するもの
- 5 この条例の施行後に事業者となるべき者は、規則で定める ところにより、この条例の施行前においてこの条例の規定の 例による手続を行うことができる。
- 6 第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行 に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業等の環境影響評価及び事後調査に関する手続に関する特例)

7 市長は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業及び防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)第二条第二項に規定する集団移転促進事業として実施される住宅団地の造成の事業並びに仙台市震災復興計画(平成二十三年十一月三十日議決)に基づき堤防機能を付加するために行う道路の新設又は改築の事業に関し特に緊急に実施する必要があると認めるときは、第三章及び第四章に規定する手続を簡略化することができる。

(平二三、一二・追加、平二四、一二・改正)

8 前項の規定による手続の簡略化の内容は、同項に規定する 土地区画整理事業、住宅団地の造成の事業及び道路の新設又 は改築の事業に係る事業者からの申出に基づき、市長が決定 する。

(平二三、一二・追加、平二四、一二・改正)

9 市長は、前項の規定による決定をするにあたっては、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(平二三、一二・追加)

附 則 (平一、一二・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用について は、なお従前の例による。

附 則(平二三、一二・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、 附則に見出し及び三項を加える改正規定は、公布の日から施 行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の仙台市環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第八条、第十四条、第二十条又は第二十八条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第七条第三項に規定する方法書等、新条例第十三条第一項に規定する準備書及び要約書、新条例第十九条第二項に規定する評価書及び要約書又は新条例第二十六条の事後調査報告書について適用する。
- 3 新条例第八条の二 (新条例第十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第七条第一項に規定する方法書及び前項の準備書について適用する。

附 則 (平二四、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「第八十七条 の二第二項」を「第八十七条の二第三項」に改める部分は、平 成二十四年四月一日から施行する。

附則(平二四、一二・改正)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、 第七章中第三十八条の前に一条を加える改正規定及び第四十四 条の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。